

仲卸業者許可取扱要領（要領6）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び同条例施行規則第14条から第17条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 責務

仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適切かつ健全に運営し、主たる買い入れ先である卸売業者から取扱物品を買い受けて、流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、法令等を遵守し、公正明朗な取引きを推進しなければならない。

2 許可基準

卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有していると認められ、次の各号の要件すべてを満たしている者であること。

- (1) 法人の代表者が、申請時において年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 法人の代表者が、取扱品目の取引業務に現に従事する当市場における売買参加者として満5年以上の業務経験を有する者であること。
- (3) 市場での取引業務に継続して参加でき、仲卸業務に専念できる者であること。
- (4) 正当な理由なくして、遅延した支払債務を有しない者であること。
- (5) 市場での売買取引に関し、卸売業者又は代払機関との間に代金決済及び支払保証の契約を締結することができる者であること。
- (6) 卸売業者からの年間買付金額が、青果部においては2億円以上、花き部においては6千万円以上見込まれる者であること。
- (7) 納税義務を履行している者であること。
- (8) 資本金又は出資の額が、青果部においては700万円以上、花き部においては300万円以上であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

3 審査

- (1) 知事は、仲卸業務の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、条例第9条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して卸売業務不許可通知書（要領6第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、仲卸業者から規則第17条による不適格事項該当の届出があるときまたは条例第9条2項において準用する事項に該当することを知事が確認したことにより、条例第

9条の許可の取消しを行ったときは、仲卸業者に対して仲卸業務許可取消通知書（要領6第2号様式）により通知するものとする。

4 業務許可証再交付申請

仲卸業者は、業務許可証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく、仲卸業務許可証再交付申請書（要領6第3号様式）によりその旨を知事に届け出てその再交付を受けなければならない

5 仲卸業者章の有効期間

- (1) 仲卸業者章（第19号様式）の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の仲卸業者章の有効期間までとし、以降は更新の日から起算して5年とする。

6 仲卸業者章の更新

- (1) 仲卸業者は、5の有効期間満了後も、引き続き仲卸業務を行うときは、仲卸業者章の更新を申請しなければならない。
- (2) 6(1)の申請は、仲卸業者章更新申請書（要領6第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の30日前までに場長に提出しなければならない。

ア 誓約書（第5号様式）

イ 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類

ウ 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚

附 則

この要領は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成23年10月25日改正）

この要領は、平成23年10月25日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

要領6第1号様式（3関係）

沖縄県指令中卸第 号

住所
名称
代表者氏名

仲卸業務不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

要領6第2号様式（3関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者

名称

許可番号 第 番

代表者氏名

仲卸業務許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により許可している仲卸業務について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この関連事業者営業許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

要領6第3号様式（4関係）

仲卸業務許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者

名称

代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領4の規定により、仲卸業務許可証の再交付を受けたいので申請
します。

記

名称	
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 号
再交付の理由	

要領6第4号様式（6関係）

仲卸業者章更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者

名称

代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領6の規定により、仲卸業者章の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	
フリガナ 代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 番
業務許可年月日	年 月 日
備考	

注1 氏名にはフリガナをふること。

2 仲卸業者章を紛失し、返却出来ないときは、備考に紛失した時期、場所、理由等を記入すること。